

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p style="text-align: center;">施設工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">202<u>4</u>年04月</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p>首都高速道路 株式会社</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">施設工事共通仕様書</p> <p style="text-align: center;">2023年04月 (2024年1月一部追加)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>ひと・まち・くらしをネットワーク</p> <p>首都高速道路 株式会社</p> </div> </div>		<p>(略)</p> <p style="color: red;">変更</p> <p>(略)</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項…………… 1</p> <p>第2節 照査…………… 29</p> <p>第3節 測量及び調査…………… 31</p> <p>第4節 施工管理…………… 32</p> <p>第5節 安全衛生管理…………… <u>41</u></p> <p>第6節 監督職員が行う検査…………… 49</p> <p>第7節 電気工作物保安検査…………… <u>50</u></p> <p>第8節 検査員等が行う検査…………… <u>51</u></p> <p>第2章 機器及び材料…………… <u>54</u></p> <p>資料編…………… <u>63</u></p> <p>第3章 共通工事…………… <u>67</u></p> <p>第4章 屋内配線工事…………… <u>78</u></p> <p>第5章 屋外配線工事・機内電線路工事…………… <u>149</u></p> <p>第6章 接地工事…………… <u>175</u></p> <p>第7章 受変電設備工事…………… <u>183</u></p> <p>第8章 道路・建物電気設備工事…………… <u>193</u></p> <p>第9章 通信設備工事…………… <u>213</u></p> <p>第10章 交通管制設備工事…………… <u>255</u></p> <p>第11章 ETC設備工事…………… <u>270</u></p>	<p>首都高速道路株式会社 施設工事共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 一般事項…………… 1</p> <p>第2節 照査…………… 29</p> <p>第3節 測量及び調査…………… 31</p> <p>第4節 施工管理…………… 32</p> <p>第5節 安全衛生管理…………… 42</p> <p>第6節 監督職員が行う検査…………… 49</p> <p>第7節 電気工作物保安検査…………… 51</p> <p>第8節 検査員等が行う検査…………… 52</p> <p>第2章 機器及び材料…………… 55</p> <p>資料編…………… 64</p> <p>第3章 共通工事…………… 68</p> <p>第4章 屋内配線工事…………… 80</p> <p>第5章 屋外配線工事・機内電線路工事…………… 152</p> <p>第6章 接地工事…………… 179</p> <p>第7章 受変電設備工事…………… 188</p> <p>第8章 道路・建物電気設備工事…………… 199</p> <p>第9章 通信設備工事…………… 220</p> <p>第10章 交通管制設備工事…………… 263</p> <p>第11章 ETC設備工事…………… 279</p>		<p><u>変更</u></p>
			(略)
<p>1.1.1 適用</p> <p>1 施設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する施設（電気設備、建築、機械設備）工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 実施設計に係る事項については、当社制定の調査・設計共通仕様書（以下「設計仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>3 各工種の仕様については、次のとおりとする。</p> <p>（建築工事）</p> <p>(1) 建築物等の新築及び増築に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（以下「建築工事標準仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(2) 建築物等の模様替え及び修繕に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)（以下「建築工事改修標準仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p>	<p>1.1.1 適用</p> <p>1 施設工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、首都高速道路株式会社（以下「当社」という。）が発注する施設（電気設備、建築、機械設備）工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2 実施設計に係る事項については、当社制定の調査・設計共通仕様書（以下「設計仕様書」という。）によるものとする。</p> <p>3 各工種の仕様については、次のとおりとする。</p> <p>（建築工事）</p> <p>(1) 建築物等の新築及び増築に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)（以下「建築工事標準仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(2) 建築物等の模様替え及び修繕に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)（以下「建築工事改修標準仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p>		<p><u>追加</u></p>

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>(3) 建築物等の解体に係る各工種については、国土交通省制定の建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(4) 軸組構法（壁構造系）、軸組構法（軸構造系）、枠組壁工法、丸太組構法及びCLTパネル工法の木造建築物等に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築木造工事標準仕様書（以下、「木造標準仕様書」）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(5) 建築工事標準仕様書、建築工事改修標準仕様書、解体共通仕様書及び木造標準仕様書の2章以降の各章は、共通仕様書第1、2章と併せて適用する。また、2章以降の各章において、一般事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。</p> <p><u>（電気設備工事）</u></p> <p><u>(1) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種に係る電気設備工事については、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「電気設備工事標準仕様書」という。）を適用するものとする。</u></p> <p><u>(2) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種の改修及び修繕に係る電気設備工事については、国土交通省制定の公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（以下「電気設備工事改修標準仕様書」という。）を適用するものとする。</u></p> <p><u>(3) 電気設備工事標準仕様書及び電気設備工事改修標準仕様書の第2章以降は、共通仕様書第1、2章と併せて適用するものとする。</u></p> <p>（機械工事）</p> <p>(1) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「機械設備工事標準仕様書」という。）を適用するものとする。</p> <p>(2) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種の改修及び修繕に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「機械設備工事改修標準仕様書」という。）を適用するものとする。</p> <p>(3) 機械設備工事標準仕様書及び機械設備工事改修標準仕様書の第2章以降は、共通仕様書第1、2章と併せて適用するものとする。</p> <p><u>（共通：標識板工事）</u></p> <p><u>(1) 標識の構造・材質については、土木工事共通仕様書 第3編 一般土木工事編 第19章 道路付属物 工 第1節、第2節及び第5節を適用する。また、落下防止構造については、付属施設物設計施工要領 第3編 [標識柱編] 第6章 フェールセーフを併せて適用する。</u></p>	<p>(3) 建築物等の解体に係る各工種については、国土交通省制定の建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(4) 軸組構法（壁構造系）、軸組構法（軸構造系）、枠組壁工法、丸太組構法及びCLTパネル工法の木造建築物等に係る各工種については、国土交通省監修の公共建築木造工事標準仕様書（以下、「木造標準仕様書」）の2章以降の各章を適用する。</p> <p>(5) 建築工事標準仕様書、建築工事改修標準仕様書、解体共通仕様書及び木造標準仕様書の2章以降の各章は、共通仕様書第1、2章と併せて適用する。また、2章以降の各章において、一般事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。</p> <p>（機械工事）</p> <p>(1) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「機械設備工事標準仕様書」という。）を適用するものとする。</p> <p>(2) 建築物等の共通工事及び建築物の各工種の改修及び修繕に係る機械設備工事については、国土交通省制定の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「機械設備工事改修標準仕様書」という。）を適用するものとする。</p> <p>(3) 機械設備工事標準仕様書及び機械設備工事改修標準仕様書の第2章以降は、共通仕様書第1、2章と併せて適用するものとする。</p>	<p>・3職種統合により、電気設備工事の記載が消滅していたため。</p> <p>・八潮 PA 看板落下事故を受け、標識板工事の記載を追加する。</p>	
			(略)
<p>1.1.9 <u>官公署</u>等への手続き等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係<u>官公署</u>及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係<u>官公署</u>及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許可承</p>	<p>1.1.9 官公庁等への手続き等</p> <p>1 受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。</p> <p>2 受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例または設計図書の定めにより実施しなければならない。</p> <p>3 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。</p> <p>4 受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。なお、受注者は、許</p>	<p>・警察署や消防署といった組織である「署」への手続きも含むため。</p>	<u>変更</u>

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。</p> <p>6 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決にあたらなければならない。</p> <p>7 受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。</p> <p>8 受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>		
<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者（<u>標準仕様書又は改修標準仕様書に規定する施工管理技術者をいう。</u>）を定め、当該工種の着手前に、専任技術者選定通知書を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、専任技術者を、その担当する工種の施工期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、<u>標準仕様書又は改修標準仕様書</u>の各章で定めているそれぞれの資格を有するものとする。</p>	<p>1.1.17 専任技術者</p> <p>1 受注者は、1.1.16 現場代理人及び主任技術者等の規定のほかに、設計図書に定めのある場合は、専任技術者を定め、当該工種の着手前に、専任技術者選定通知書を提出しなければならない。なお、当該専任技術者が複数の工種の資格を有しているときは、これらを兼ねることができるものとする。</p> <p>2 受注者は、専任技術者を、その担当する工種の施工期間中現場に常駐させ、品質及び出来形管理の向上を図らなければならない。</p> <p>3 専任技術者の資格は、共通仕様書の各章で定めているそれぞれの資格を有するものとする。</p>	<p>・専任技術者の定義が曖昧であったため。</p> <p>誤記の修正。</p>	<p>(略)</p> <p>変更追加</p>
<p>1.1.29 工事のしゅん功</p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第32条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げるしゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。</p> <p>①しゅん功図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しゅん功図(出来形図施工図、<u>残置する仮設物及び地下埋設物等の支障物件の図面含む</u>) ・<u>地質・土質調査成果</u> ・i-Construction/<u>BIM/CIM</u> 関連成果 ・材料計算書 ・設計計算書 ・数量計算書 ・管理カード 	<p>1.1.29 工事のしゅん功</p> <p>1 受注者は、工事が完成したときは、契約書第32条第1項の規定により、直ちに「しゅん功通知書」を提出しなければならない。</p> <p>2 工事のしゅん功日とは工事が完成した日をいい、工事の完成とは次に掲げる事項の完成及び完了をいう。</p> <p>(1) 設計図書に定めるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項に基づく改造が完了していること。</p> <p>(3) 仮設物の撤去、跡片付け、整地、清掃等が完了していること。</p> <p>(4) 次に掲げるしゅん功図書等の整備が設計図書により完了していること。</p> <p>①しゅん功図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しゅん功図(出来形図、施工図含む) ・i-Construction 関連成果 ・材料計算書 ・設計計算書 ・数量計算書 ・管理カード ・図面管理ファイル <p>②工事書類(工事帳票・工事写真)</p>	<p>・最新版のしゅん功図書、工事書類を反映</p>	<p>(略)</p> <p>変更追加</p>

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 図面管理ファイル (Excel) ② 工事書類 (工事帳票・工事写真) <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書 (実施工程表含む)、作業計画書 ・ 工事打合せ簿 ・ 材料検査に関する書類 ・ 品質管理に関する書類 (原寸・仮組立に係るものを含む) ・ 支給材料に関する書類 ・ 貸与品に関する書類 ・ 工事写真 ・ その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類 ③ 契約図書・契約関係図書 (写し) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書 (写し) 及び 工事請負現場説明書 (写し) ・ 金額を記載しない設計書 (写し) 及び 図面 ・ その他、契約関係に係る書類 ④ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了明細報告書 ・ その他、検査に必要な書類、記録等 <p>ここで、「材料検査に関する書類」、「品質管理に関する書類」とは第2章機器及び材料により提出を求めている書類である。</p> <p>3 契約書第33条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをいう。遅延日数 = (しゅん功通知書受領日 - 契約工期末日) + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、又は請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工計画書 (実施工程表含む)、作業計画書 ・ 工事打合せ簿 ・ 材料検査に関する書類 ・ 品質管理に関する書類 ・ 支給材料に関する書類 ・ 貸与品に関する書類 ・ 工事写真 ・ その他、施工計画、施工体制、施工管理、安全管理等に係る書類 ③ 契約図書・契約関係図書 (写し) <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書 (写し) 及び 工事請負現場説明書 (写し) ・ 金額を記載しない設計書 (写し) 及び 図面 ・ その他、契約関係に係る書類 ④ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事完了明細報告書 ・ その他、検査に必要な書類、記録等 <p>ここで、「材料検査に関する書類」、「品質管理に関する書類」とは第2章機器及び材料により提出を求めている書類である。</p> <p>3 契約書第33条第3項に規定する遅延日数の算定は、次式によるものとする。なお、不合格の通知日及び修補完了通知書受領日は、それぞれ契約書第32条第2項及び第6項に規定するものをいう。遅延日数 = (しゅん功通知書受領日 - 契約工期末日) + (修補完了通知書受領日 - 不合格の通知日)</p> <p>4 受注者は、工事が完成したときは管理カードを作成し、電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。</p> <p>5 受注者は、工事が完成したときは自らの費用により工事完了明細報告書を作成し、監督職員の指示日までに電子データで提出しなければならない。なお、作成方法や様式等は監督職員からの指示によらなければならない。この場合において、受注者は工事完了明細報告書の作成を第三者に委託、または請負わせてはならない。ただし、工事完了明細報告書の作成・提出が不要な場合は、監督職員からの指示を行う。</p>		
			(略)
<p>1.4.14 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しな</p>	<p>1.4.14 環境保全</p> <p>1 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年4月16日）、関連法令及び条例並びに設計図書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者から環境問題に関する苦情があった場合には、受注者は、1.1.9の規定に従い対応しなければならない。</p> <p>3 監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提示を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提示しな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令、要領等の最新改訂反映 	変更

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>なければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(令和4年6月改正 法律第68号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成14年4月付建設省経機発第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月改正付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機等（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表2.1.5に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成14年4月付国総施第225号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年12月22日条例第215号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年10月17日条例第35号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日条例第57号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例 （平成14年3月26日条例第2号）</p>	<p>なければならない。</p> <p>4 受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。</p> <p>5 受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成27年6月改正 法律第50号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領第1編（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機等（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成28年11月11日経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>7 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p> <p>8 受注者は、ディーゼル規制に関する条例等を遵守し、規制適合車を使用しなくてはならない。なお、各都県の条例の名称は以下の通りである。</p> <p>(1) 東京都：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 （平成12年12月22日条例第215号）</p> <p>(2) 神奈川県：神奈川県生活環境の保全等に関する条例 （平成9年10月17日条例第35号）</p> <p>(3) 埼玉県：埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日条例第57号）</p> <p>(4) 千葉県：千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例</p>		

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、<u>機材（機器及び材料）</u>、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>	<p>(平成14年3月26日条例第2号)</p> <p>9 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。</p> <p>10 受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）第2条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難い場合は、監督職員と協議する。また、その調達実績について、監督職員から求められた場合には、集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。</p>		
			(略)
<p>2.1.1 使用機材</p> <p>1 受注者は、契約書類において工事に使用する<u>機器及び材料</u>（以下「機材」という。）を支給又は貸与されるものを除き、自らの責任と費用により工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。</p> <p>2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた資機材を使用しなければならない。この場合において、使用する資機材は、仮設機材を除き、新品とする。</p> <p>3 設計図書に「JISマーク表示品」又は「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者又は品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が機材の見本又は資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。</p> <p><u>7 受注者は、工事に使用する資機材の品質及び規格等については、設計図書の定めによるほか、標準仕様書又は改修標準仕様書の各章の定めによらなければならない。</u></p> <p><u>8 工事に使用する材料は、石綿を含有しないものとする。</u></p>	<p>2.1.1 使用機材</p> <p>1 受注者は、契約書類において工事に使用する機材（以下「機材」という。）を支給または貸与されるものを除き、自らの責任と費用により工事の進捗に支障とならないよう調達しなければならない。</p> <p>2 受注者は、機材の使用に当たり、設計図書で定められた機材を使用しなければならない。この場合において、使用する機材は、仮設機材を除き、新品とする。</p> <p>3 設計図書に「JISマーク表示品」または「水マーク表示品」と指定された機材は、それぞれのマークの表示のあるものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書に機材の品名、規格及び製造業者名を記載しなければならない。この場合において、製造業者または品名が設計図書で定められているときは、これによらなければならない。</p> <p>5 受注者は、監督職員が機材の見本または資料の提出を求めたときは、速やかに提出しなければならない。</p> <p>6 受注者は、機材の製作図を機材製作前に監督職員へ提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>・機器および材料を資機材と記載</p> <p>必要事項の追記</p>	<p><u>追加</u> <u>変更</u></p>
<p>2.1.3 機材の品質及び規格</p> <p>1 機材の品質及び規格は、特に設計図書で定められているものを除き、電気通信機器設計資料、日本産業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、現場監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p> <p><u>3 契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、標準仕様書、改修標準仕様書又はJIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</u></p>	<p>2.1.3 機材の品質及び規格</p> <p>1 機材の品質及び規格は、特に設計図書で定められているものを除き、電気通信機器設計資料、日本産業規格(JIS)、電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会標準規格(JEM)、日本照明器具工業会規格(JIL)、日本電線工業会規格(JCS)に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p> <p>2 受注者は、工事に使用する機材の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、現場監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>・3職種統合により、記載が消滅し</p>	<p><u>変更</u> <u>追加</u></p>

新：施設工事共通仕様書（2024年4月）	旧：施設工事共通仕様書（2023年4月）	改訂理由	改訂内容
<p><u>4 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備・保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに検査時に提出しなければならない。ただし、設計図書においてJIS又はJASによると指定された材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。</u></p> <p><u>5 受注者は、設計図書、標準仕様書又は改修標準仕様書において試験を行うこととしている工事材料について標準仕様書、改修標準仕様書又はJISで指示する方法により、試験を行わなければならない。</u></p>		ていたため。	